

特別障害者手当

特別障害者手当とは

在宅で、重度の障がいがあり日常生活で常時特別な介護を要する20歳以上の人に対する手当です。

認定基準

- (a) おおむね、重度の障がいが2つ以上ある人
 - (b) 重度の肢体不自由（寝たきりなど）で、日常生活動作が一人ではほとんどできない人
 - (c) 絶対安静の状態が長く続いている人
 - (d) 重度の精神障がい（知的障がいを含む）のため、食事・用便・会話などの日常生活能力がほとんどない人
- ※認定には、所得制限があります（本人・同一生計にある人）。
- ※病院に3カ月以上入院している人や施設入所者は対象になりません。

手当額・支給月

月額 26,940円（額改定が行われる場合があります） 5月、8月、11月、2月

申請時期 随時受け付けます。

申請に必要なもの

- 1、所定の診断書（省略できる場合があります）
- 2、年金・扶助料などすべての証書と改訂通知書
- 3、本人名義の普通預金通帳
- 4、印鑑
- 5、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの人のみ）
- 6、マイナンバーの分かるもの

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

障害児福祉手当

障害児福祉手当とは

在宅で、重度の障がいがあり日常生活で常時介護を要する20歳未満の人に対する手当です。

認定基準

- (a) 身体障害者手帳1～2級相当の障がいのある人
 - (b) 療育手帳A1の人
 - (c) その他、(a) (b) と同程度の障がいのある人
- ※認定には所得制限があります（本人・同一生計にある人）。
- ※施設入所者は対象なりません。

手当額・支給月

月額14,650円（額改定が行われる場合があります） 5月、8月、11月、2月

申請時期 随時受け付けます。

申請手続きに必要なもの

- 1、所定の診断書（省略できる場合があります）
- 2、本人名義の普通預金通帳
- 3、印鑑
- 4、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの人のみ）
- 5、マイナンバーのわかるもの

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

児童扶養手当を受給している皆さんへ 現況届をご提出ください

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月1日現在で受給要件の確認のため、現況届を提出しなければなりません。昨年所得超過による停止の人も含みます。この届がされないと8月以降の手当などが受給できなくなる場合もありますのでご注意ください。病気入院中などのやむを得ない理由のほかは、受給者本人が届け出してください。

●現況届特別受付期間

8月14日火～16日木 午前8時30分～午後5時15分（8月15日水は午後7時まで）

●受付場所 南関町役場2階 第2会議室

●必要なもの

印鑑、健康保険証（親と子のもの）、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療助成受給者証 など
※なお、上記の期間に来られない場合は、8月31日金まで福祉課で受け付けます。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは

在宅で、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対する手当です。

認定基準

20歳未満で精神または身体に中程度以上の障がいを有する児童を養育している人。
おおまかな目安としては以下の通りで、認定は診断書によります。

- (a) 身体障害者手帳1～4級程度の障がい児を養育している人
- (b) 療育手帳A1、A2、B1（一部）の障がい児を養育している人
- (c) その他、(a) (b) と同程度の障がい児を養育している人

※認定には、所得制限があります（本人・同一生計にある人）。

※児童が単独で施設に入所している場合や障害基礎年金を受給している場合は対象なりません。

手当額・支給月

1級該当児童1人につき 月額51,700円（額改定が行われる場合があります）

2級該当児童1人につき 月額34,430円（額改定が行われる場合があります）

熊本県知事の認定を受けると、申請日の属する月の翌月分から支給されます。

年3階支給（4月、8月、11月）

申請 随時受け付けます。

申請手続きに必要なもの

- 1、請求者と対象児童の戸籍謄本
- 2、世帯全員の住民票の写し（本籍と続柄の記載があるもの）
- 3、所定の診断書（省略できる場合があります）
- 4、請求者名義の普通預金通帳
- 5、振込先口座申出書
- 6、印鑑
- 7、身体障害者手帳・療育手帳（お持ちの人のみ）
- 8、課税台帳記載事項証明書
- 9、マイナンバーの分かるもの
- 10、その他の書類が必要な場合もありますので、詳しくは下記にお尋ねください。
※1・2は申請日からさかのぼって、1ヶ月以内に取得したものが必要です。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503